日本企業の皆様へ

海外からの 投資・買収 ちゃんと知ればもっと安心♪

“外為法”の 事前届出審査

国の安全等の観点から、対日投資行為に問題がないか
外国投資家からの届出により日本政府が行う審査

届出いただくことで…

経済安全保障の保全(※)に繋がります！

重要技術の流出防止

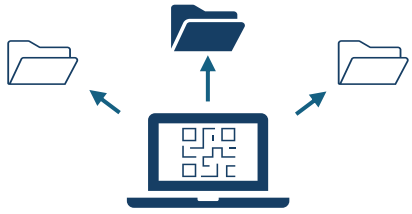

悪意のある投資家による日本企業の
支配を防止し、当該企業が保有する
重要技術の国外流出を未然に防ぐ

サプライチェーンの保全

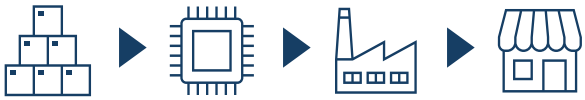

悪意ある投資家によって日本企業が支配され、
関連産業全体のサプライチェーンが停止する
事態を未然に防ぐ

どんな場合に必要なの??

01

投資を受ける
日本企業は
【対象業種】
※外為法に規定する
を営んでいる

02

貴社へ
投資をする者は
【外国投資家】
※外為法に規定する
にあてはまる

03

貴社への
投資計画は
【投資行為】
※外為法に規定する
にあてはまる

(※) 1～3に当てはまる投資を受ける際には、外国投資家側へ、日本政府による事前クリアランスをお求めください。

経済産業省

※具体的な規制内容は裏面をご覧ください

Checklist

以下の3つの観点に該当する場合、事前届出が必要です。

☑ 届出が必要な業種例(※)

- 永久磁石製造業・素材製造業
- 工作機械（部品含）産業用ロボット製造業
- 船舶の部品（エンジン等）製造業
- 蓄電池製造業・素材製造業
- 航空機（無人航空機含）
- インフラ関連業（電力、ガス、上水、鉄道等）
- 半導体製造装置等、半導体製造関連機器の製造業
- 宇宙開発・原子力関連製造業
- 情報処理関連機器・部品・ソフトウェア製造業

(※)上記は一例です。

☑ 外国投資家

① 非居住者である個人
② 外国法令に基づき設立された法人その他の団体
③ ①・②に株式・議決権の50%以上を保有されている日本の会社
④ ①・②が50%以上出資する/業務執行組合員の過半数を占める組合（投資ファンド）等
⑤ ①が役員の過半数を占める法人その他の団体

等

☑ 投資行為例

- 株式・持分の取得（上場企業株：株式総数の1%以上取得／非上場企業株：1株取得から）
- 上場会社の総議決権の１%以上の取得
- 事業目的の実質的な変更、役員の就任等の経営上重要な事項に関して行う同意
- 支店等の設置等
- 償還期間が１年を超える金額の貸付（詳細条件有り）
- 事業の譲受け

等

経済産業省『投資管理』サイトでは、各種参考となるコンテンツや照会先をご案内しています ➡